

返還保証書の記入例と添付の証明書類

[様式 13]

連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合に提出する必要があります。
(当選人物が①～④の注を確認のうえ、すべての項目を記入)

610～・810～

返 還 保 証 書

年 月 日

(① 返還誓約書に印字された日付。返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日。)

私は、1. の「奨学生本人」が借用する、2. の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構奨学金について、借用（返還）金額・返還回数・割賦金等（貸与中はすべて予定）を確認のうえ、4. の「現在の資産等の状況」に記載する實力をもとて、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う学資金の返還（保証人は奨学生本人が返還すべき返還未済額の2分の1）を確実に保証します。

氏 名

(② 当該人物の署名(白黒)押印、印は実印)



生年月日

年 月 日 生

奨学生本人との関係

(③ 当該人物の生年月日を記入)

(④ 続柄を記入)

1. 奨学生氏名	2. 奨学生番号	3. 奨学生生年月日
	- -	年 月 日 生
(⑤ 奨学生本人の氏名を記入)	(⑥ 奨学生番号を記入)	(⑦ 奨学生本人の生年月日を記入)

区 分	金 額	認定基準 及び 証明書類 (すべてコピー可)
I 給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て	年間収入金額が320万円以上 ※年金は給与として扱います。 ・源泉徴収票(直近のもの) ・所得証明書(直近のもの) ・年金振込通知書、年金額改定通知書(支払金額のわかるもの、直近のもの) 等 ※給与明細は不可。
I 給与所得者以外の場合 ※年間所得金額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て	年間所得金額が220万円以上 ※給与所得もあつたときは、給与所得金額を年間所得金額に含める ・確定申告書の控(税務署の受付印のあるもの、直近のもの) ・所得証明書(直近のもの) 等 ※電子申告の場合は、確定申告書に「受信結果(受信通知)」「メール詳細(画面)又は「即時通知」を添付
II 預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て	預貯金・不動産(評価額)等の合計額が貸与予定総額(返還残額)(保証人は貸与予定総額(返還残額)の2分の1)以上 【預貯金額の証明書】 ・預貯金残高証明書 ・取引残高報告書(評価額のわかるもの) ※証明書は返還誓約書に印字された日付(返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日)の3ヶ月前以降に発行されたもの 【不動産の証明書】 ・固定資産評価証明書(評価額のわかるもの) ・「登記事項証明書(全部事項証明書)」を併せて提出が必要。ただし固定資産評価証明書に所有者と持分割合(共有名義の場合)が明記されている場合は提出不要。 ※証明書の発行日は、【預貯金額の証明書】を参照 ※登記事項証明書(全部事項証明書)は法務局で取得 ※詳細は、裏面に「資産(不動産・預貯金)の証明書に関する注意事項」を参照
III IとIIを組みあわせる場合	万円 ※1万円未満は切り捨て	Iの金額+(IIの金額÷16) ※ (給与所得者の場合) 320万円以上 (給与所得者以外の場合) 220万円以上 ・金額を換算するすべての証明書類

※いづれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません(例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません)。
※詳細(記入例等)については、ホームページをご参照ください。(URL及びQRは裏面参照)

※記入方式は情報及び認定の奨学金に関する情報(「奨学金認定情報」)、「奨学金認定情報」(奨学金認定情報)「返還誓約書(貸与)」及び貸与する学校で印刷された返還誓約書に準じて記入してください。この利用目的の範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、立派科学及び事務委託先に必要に応じて提供されますが、その他には提供されません。情報登録入 者については、情報が貸与する個人情報の取扱いに準じて提供されます。また、行政機関及び公職法人等から奨学金の返還滞り防止等のために関係がた場合は、適正な範囲内において必要な情報が提供されます。

(こちらは裏面) 裏面に証明書に関する注意事項があります

(24.4)

2024年度より、裏面に証明書に関する注意事項を掲載しています

証明書に関する注意事項

(裏面)

区分Ⅰ 収入(給与・年金)、所得の証明書に関する注意事項

区分Ⅰ上段、「給与所得者の場合」の証明書

- ・給与明細は不可です。
- ・「給与所得」の証明には、直近の「源泉徴収票」や「所得証明書(自治体で取得可)」を添付してください。(コピー可)
- ・給与収入(年金)額が320万円未満の場合は、あわせてⅡの証明書類が必要です。

区分Ⅱ 資産(預貯金・不動産)の証明書に関する注意事項

「預貯金や不動産などの資産を有している場合」の証明書

- ・通帳のコピーは不可です。
- ・預貯金を資産とする場合は、金融機関が発行する「預貯金残高証明書」、「取引残高証明書」(評価額のわかるもの)を添付してください。(コピー可)

・「固定資産評価証明書」に、「この証明は、不動産登記法による所有権を証明するものではありません。」といった内容の注意事項がある場合⇒誰が資産の所有者か確認するため、『登記事項証明書(全部事項証明書)』を併せて提出する必要があります。

・「固定資産評価証明書」に共有名義であることの記載があり(例:他1名、共有者あり等)、当該人物(返還保証者を提出する者)の持分割合がわからない場合は、『登記事項証明書(全部事項証明書)』を併せて提出する必要があります。

・提出された証明書で、「資産の評価額と所有(所有者・持分割合=誰が資産をどれだけ所有しているか)」が明確である必要があります。用意した証明書のみではこれらがわからない場合、代わりの証明書や、追加の証明書の提出が必要となります。

・資産が共有名義の場合は、持分割合等により該当者の資産額が確認できるもので算出した金額を記載してください。

(例) 該当者の持分割合が3分の2(以下、2/3とする)の場合

価格(評価額) : 300万円

持分割合 : 2/3

計算方法 : 300万円 × (2/3) = 200万円 (該当者の持分割合)

・インターネットを利用して登記事項証明書を取得する場合、証明書として使えるのは「オンライン登記事項証明書請求」で交付された原本です。

・インターネットを利用して登記事項を確認するサービスには「オンライン登記事項証明書請求」と「登記情報提供サービス」の2つがありますが、証明力のある登記事項証明書は「オンライン登記事項証明書請求」によるもののみです。「登記情報提供サービス」の登記情報は、ご自身で内容を確認する用途で使用できませんが証明書にはなりません。ご注意ください。

その他

・機構のホームページ「返還誓約書の記入について」に掲載されている【返還保証書の記入例と証明書の例】(PDF)をご参照ください。

ホームページ「返還誓約書の記入について」

https://www.jasso.go.jp/shoqakukin/saiyochu/taicho/henkan_seiyakusho/2010ikou.html

・返還誓約書提出後の人物変更の場合は、以下をご参照ください。

ホームページ「連帯保証人等の変更」

<https://www.jasso.go.jp/shoqakukin/saiyochu/todokede/remponin.html>

・機構のホームページ QR



返還保証書の記入例と収入証明・資産証明書類における図解について

連帯保証人・保証人の選任条件の例外として、貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人であれば選任できます。ただし、そのことを示す「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要となります。連帯保証人・保証人の選任条件及び選任条件の例外に関しては「貸与奨学金案内」「貸与奨学生のしおり」「貸与奨学金奨学事務の手引第8章」（学校担当者の方向け）を参照のうえ、以下の図解を参考にしてください。

本紙は「返還保証書」及び資産等に関する証明書類に関して、それぞれ留意していただきたい箇所を図解しています。

【様式 13】
連帯保証人・保証人が4名以内の親族でない人を連帯保証人や保証人とする場合は保証人が5人以上の人を選任が必要となります。
（当該人物が同一の法を継承している場合を除く。）

610～810～

返 還 保 証 書

年 月 日

（②返還誓約書に印字された日付、返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入は。）

私は、1. の「貸学生本人」が借用する、2. の「貸学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構奨学金について、借用（返還）金額・返還回数・割賦金等（貸与中はすべて予定）を確約のうえ、4. の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「貸学生本人」が行う奨学金の返還（保証人は貸学生本人が返還すべき返還返済額の2分の1）を確実に保証します。

氏 名 _____
（② 当該人物の署名(捺印/押印、印は実印) _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____
（③ 当該人物の生年月日を記入） _____
貸学生本人との関係 _____
（④ 続柄を記入） _____

1. 貸学生氏名	2. 貸学生番号	3. 貸学生生年月日
_____	_____	_____ 年 _____ 月 _____ 日生
（③ 貸学生本人の氏名を記入）	（④ 貸学生番号を記入）	（⑤ 貸学生本人の生年月日を記入）

4. 現在の資産等の状況（※ 現在の資産等の状況が以下の1～3のいずれかの基準を満たすことを証明書類を添付する必要があります。）	金額	認定基準	及び	証明書類（すべて2点～3点）
I 給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	◆ 万円 ※1万円未満は0円	年間収入金額が320万円以上	※年会は給与として扱います。	・源泉徴収票（直近のもの） ・所得証明書（直近のもの） ・年金振込通知書、年金額決定通知書（支給金額のわかるもの、直近のもの）等 ※給与明細は不可。
I 給与所得者以外の場合 ※年間所得金額で判定	◆ 万円 ※1万円未満は0円	年間所得金額が220万円以上 ※給与所得もあるときは、給与所得金額も年間所得金額に含める		・確定申告書の控え（税務署の受付印のあるもの、直近のもの） ・所得証明書（直近のもの）等 ※電子申告の場合は、確定申告書に「受信結果(受信通知)」「メール詳細」(画面)又は「即時通知」を添付
II 預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	◆ 万円 ※1万円未満は0円	預貯金・不動産（評価額）等の合計額が貸与予定総額（返還残額）（保証人は貸与予定総額（返還残額）の2分の1）以上		【預貯金額の証明書】 ・預貯金残高証明書・取引残高報告書（評価額のわかるもの） ※証明書は返還誓約書に印字された日付（返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日）の3ヶ月前以降に発行されたもの 【不動産の証明書】 ・固定資産評価証明書（評価額のわかるもの） ・登記事項証明書（全部事項証明書）を併せて提出が必要。ただし固定資産評価証明書に所有者と持分割合（共有名義の場合）が明記されている場合は提出不要。 ※証明書の発行日は、【預貯金額の証明書】を参照 ※登記事項証明書（全部事項証明書）は法務局で取得 ※詳細は、裏面「資産(不動産・預貯金)の証明に関する注意事項」を参照
III IとIIを組み合わせる場合	◆ 万円 ※1万円未満は0円	Iの金額+IIの金額+16 ※（給与所得者の場合）320万円以上 （給与所得者以外の場合）220万円以上		・金額を積算するすべての証明書類

※いづれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません。（例えば、給与収入が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません。）
※詳細（記入例等）については、ホームページをご覧ください。（URL及びQRは裏面参照）

【記入例】
この記入例は、貸与奨学金の返還に関する事項は、「奨学の奨学金支給届書」「貸与奨学金案内」「返還誓約書」及び「貸与奨学生のしおり」に準じて記載するものとします。この記入例は、貸与奨学金の返還に関する事項は、「奨学の奨学金支給届書」「貸与奨学金案内」「返還誓約書」及び「貸与奨学生のしおり」に準じて記載するものとします。この記入例は、貸与奨学金の返還に関する事項は、「奨学の奨学金支給届書」「貸与奨学金案内」「返還誓約書」及び「貸与奨学生のしおり」に準じて記載するものとします。この記入例は、貸与奨学金の返還に関する事項は、「奨学の奨学金支給届書」「貸与奨学金案内」「返還誓約書」及び「貸与奨学生のしおり」に準じて記載するものとします。

（こちらは裏面）裏面に証明書類に関する注意事項があります

【図解番号】

◆ 返還保証書の記入例と「資産等に関する証明書類」一覧

◆ I - 1. 返還保証書と源泉徴収票

◆ I - 2 - ①. 返還保証書と確定申告書 … 給与所得者の場合

◆ I - 2 - ②. 返還保証書と確定申告書 … 給与所得者以外の場合 (給与所得もあるときは、給与所得金額を年間所得金額に含める)

◆ I - 3 - ①. 返還保証書と課税証明書 … 給与所得者の場合

◆ I - 3 - ②. 返還保証書と課税証明書 … 給与所得者以外の場合 (給与所得もあるときは、給与所得金額を年間所得金額に含める)

◆ II - 1. 貸与予定総額（返還残額）とは

◆ II - 2. 返還保証書と固定資産評価証明書

…当該者名義の資産額が確認できる場合

◆ II - 3. 返還保証書と固定資産評価証明書

…当該者名義の資産額が確認できない場合

◆ III (参考). I と II を組み合わせる場合

返還保証書の記入例と「資産等に関する証明書類」一覧

当該人物（連帯保証人もしくは保証人）が自署、実印を押印し、「生年月日」と「奨学生本人との関係（続柄）」が返還誓約書と一致するように記入してください。

令和×年 4 月 1 日

返還誓約書に印字された日付を記入してください。返還誓約書を提出後に提出する場合は記入日を記入してください。

氏名 **奨学 五郎** (② 当該人物の署名(自署)押印、印は実印)

生年月日 **昭和×年 4 月 25 日** 生 (① 当該人物の生年月日を入力)

奨学生本人との関係 **祖父** (③ 続柄を入力)

五郎 奨学

1. 奨学生氏名 奨学 太郎 (④ 奨学生本人の氏名を記入)	2. 奨学生番号 6XX 04 000000 (⑤ 奨学生番号を記入)	3. 奨学生生年月日 平成×年 11 月 11 日 (① 奨学生本人の生年月日を入力)
---	--	--

区分	金額	認定基準 及び 証明書類 (すべてコピー可)
I 給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	322 万円	年間収入金額が320万円以上 ※年金は給与として扱います。 源泉徴収票 (直近のもの) ・所得証明書 (直近のもの) ・年金振込通知書、年金振込通知書 (または年金受給通知書、年金受給通知書)
II 給与所得者以外の場合 ※年間所得金額で判定	万円	確定申告書 (直近のもの) 等 所得証明書 (直近のもの) 等 ※電子申告の場合は、確定申告書に「受信結果(受信通知:「メール詳細」画面)又は即時通知」を添付
III 預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	万円	預貯金・不動産 (評価額) 等の合計額が貸与予定総額 (返還残額) (保証人は貸与予定総額 (返還残額) の2分の1) 以上 【預貯金額の証明書】 預貯金残高証明書 ・取引残高報告書 (評価額のわかるもの) ※証明書は返還誓約書に印字された日付 (返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日) の3か月前以降に発行されたもの 【不動産の証明書】 固定資産評価証明書 (評価額のわかるもの)
IV IとIIを組み合わせる場合	万円	Iの金額+IIの金額を積算

「奨学生本人」の氏名、「奨学生番号」、「生年月日」が返還誓約書と一致するように記入してください。

I～IIIのいずれかの基準を満たすことを証明書類で確認のうえ、金額を記入してください。基準を満たすことを示す証明書類を返還保証書に添付してください。
※次ページから詳細説明

※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません (例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません)。
※詳細 (記入例等) については、ホームページをご参照ください。(URL及びQRは裏面参照)

当該人物 (連帯保証人もしくは保証人) が全ての項目を記載してください。

「資産等に関する証明書類」一覧 (コピー可、マイナンバー記載のないもの)
※返還保証書の裏面に証明書に関する注意事項を掲載しております

- I. 給与所得者の場合
- 源泉徴収票 (I-1で詳しく説明)
 - 確定申告書 (控) [税務署の受付印があるもの] (I-2-①で詳しく説明)
 - ※電子申告を行った場合は、確定申告書に受信通知又は即時通知の写し等を併せて添付
 - 課税証明書・所得証明書 (I-3-①で詳しく説明)
 - 年金振込通知書 または 年金額決定通知書
 - 年収見込証明書

- I. 給与所得者以外の場合 (給与所得もあるときは、給与所得金額を年間所得金額に含める)
(自営業、兼業農家等)
- 確定申告書 (控) [税務署の受付印があるもの] (I-2-②で詳しく説明)
 - ※電子申告を行った場合は、確定申告書に受信通知又は即時通知の写し等を併せて添付
 - 課税証明書・所得証明書 (I-3-②で詳しく説明)

- II. 預貯金額
- 預貯金残高証明書 [残高合計額の方かるもの]、取引残高報告書 [評価額の方かるもの]
- II. 不動産 (評価額等) (II-2、II-3で詳しく説明)
- 固定資産評価証明書等 [該当者が資産の所有者であることが確認でき、評価額の方かるもの]
 - 登記事項証明書 (全部事項証明書) [固定資産評価証明書に併せて提出が必要。ただし、固定資産評価証明書に所有者と持分割合 (共有名義の場合) が明記されている場合は提出不要]

- ※1 当人の名義であることが明記されているものでなければなりません。日本語表記ではないものは和訳を添付し、返還保証書作成時点の日本円に換算した為替レート表を添付してください。
- ※2 I に関する各種証明書は取得できる直近のものを添付してください。
- ※3 確定申告書電子申告の場合、税務署が受理したことを確認するため「受付日時」「受付番号」の記載がある受信通知写し等の添付が必要です。
- ※4 II に関する各種証明書は返還誓約書に印字された誓約日 (返還誓約書を提出後の場合は記入日) の3か月前以降に発行されたものを添付してください。

I - 1. 返還保証書と源泉徴収票 ※ (数値等は仮定のもので)

返還保証書 I の上段.
給与所得者の場合

令和X0年分 給与所得の源泉徴収票												
支払を受ける者	住所又は居所 東京都目黒区駒場 4-5-29					氏名	(受給者番号) 〇〇〇〇〇3 (フリガナ) ショウガク コウ 奨学 五郎					
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額								
給与・賞与	8,309,654	6,278,688	3,072,448	320,600								
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数 (配偶者を除く)			障害者の数 (本人を除く)		社会保険料等の金額	社会保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額		
		特定	老人	その他	特別	その他	円	円	円	円		
有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	
		3						889,448	50,000	3,000		
控除後の金額ではありません												
(妻) 〇〇 (長男) ▽▽ (二男) ◇◇ (長女) ×× 未成年者欄 本人が障害者 特別 その他 寡婦 特別 寡夫 勤労学生 死亡退職 災害者 外国人 中途就・退職 就職 退職 年 月 日 XX XX XX 受給者生年月日 明 大 昭 平 年 月 日 * XX 4 25 支払者 住所(居所)又は所在地 東京都〇〇〇〇 ◇◇-×× 氏名又は名称 (株)(有) 奨学商店 (電話) 03-1234-0000												

支払金額=収入金額です

返還保証書

4. 現在の資産等の状況 (⑤ 最近の資産等の状況が以下の三つのいずれかの基準に該当する場合は、このうち最も高い額を認定する)	認定額	備考
給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	830 万円	源泉徴収票(直近のもの)を提出し、年金額改定通知書(直近のもの)を提出し、給与明細は不可。 ※1万円未満は切り捨て
給与所得者以外の場合 ※年間所得金額で判定	万円	確定申告書の控(税務署の受付印のあるもの、直近のもの)・所得証明書(直近のもの)等 ※電子申告の場合は、確定申告書に「受信結果(受信通知:「メール詳細」画面)又は「即時通知」を添付
預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定		預貯金・不動産(評価額)等の合計額が貸与予定総額(返還残額)(保証人は貸与予定総額(返還残額)の2分の1)以上 【預貯金額の証明書】 ・預貯金残高証明書・取引残高報告書(評価額のわかるもの) ※証明書は返還誓約書に印字された日付(返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日)の3か月前以降に発行されたもの 【不動産の証明書】 ・固定資産評価証明書(評価額のわかるもの) ・「登記事項証明書(全部事項証明書)」を併せて提出が必要。ただし固定資産評価

年間収入金額320万円以上の基準を満たすため選任できる

I - 2 - ①. 返還保証書と確定申告書

※ (数値等は仮定のもので)

返還保証書 I の上段.
給与所得者の場合

税務署が受理した「收受印」
または受付日時・受付番号の
印字が必要です。

営業収入・不動産収入・利子収入・配当収入・
雑収入(年金は除く)・総合譲渡収入・一時収入
は給与収入ではないため加算できません

給与所得者の「給与」は収入
ですので加算できます

返還保証書

給与収入+公的年金
17.8万+28.2万

4. 給与収入+公的年金 17.8万+28.2万	以下の一のいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付のうえ「金額」欄に記入し、認定基準及び証明書類(すべてコピー)
給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定 46 万円	年間収入金額が320万円以上 源泉徴収(直近のもの) 知書、年金額決定通知書(支払金額のわかるもの、直近のもの) ※給与明細は不可。
給与所得者以外の場合 ※年間所得金額で判定 万円	年間所得金額が220万円以上 ※給与所得もあるときは、給与所得額を年間所得金額に含める ・確定申告書の控(税務署の受付印のあるもの、直近のもの) ・所得証明書(直近のもの)等 ※電子申告の場合は、確定申告書に「受信結果(受信通知)」「X-即時通知」を添付
預貯金や不動産などの資産 を有している場合 ※合計額で判定 万円	預貯金・不動産(評価額)等の合計額が貸与予定総額(保証人は貸与予定総額(返還残額)の2分の1)以上 【預貯金額の証明書】 ・預貯金残高証明書・取引残高報告書(評価額のみ) ※証明書は返還誓約書に印字された日付(返還誓約書提出後の記入日)の3ヶ月前以降に発行されたもの 【不動産の証明書】 固定資産評価証明書(評価額のみ) ※事項証明書(全部事項証明書)を併せて提出が必要。 ※返還に同意者と協働割合(共有者の場合)が記載されている

年金は給与収入扱いとします

年間収入金額320万円以上の
基準を満たさないため選任できない

受付日時:20XX/03/30
受付番号:20XX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

令和 3 年分の所得税及びの確定申告書

住所: 〇〇市△△町×-×

氏名: 奨学 五郎

収入内訳表

給与	8275955
公的年金等	178500
その他の収入	282850
合計	3177614

所得から差し引かれる金額

小規模企業共済等掛金控除	〇〇〇〇
生命保険料控除	〇〇〇〇
地震保険料控除	〇〇〇〇
医療費控除	〇〇〇〇
基礎控除	〇〇〇〇
特別控除	〇〇〇〇
合計	〇〇〇〇

省略

給与収入ではない

第一表 (令和五年分以降降用)

※給与・雑収入は印の記入をお忘れなく。

I - 2 - ②. 返還保証書と確定申告書

※ (数値等は仮定のものです)

返還保証書 I の下段.
給与所得者以外の場合

電子申告をした場合、「申告済」と受付番号・受付日時が印字されます

返還保証書

4. 現在の資産等の状況 (④ 直近の資産等の状況が以下の1~3のいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付のうえ「金額」)	額	認定基準 及び 証明書類 (すべてコ)
所得合計 (営業所得)	317万	年間収入金額が320万円以上 ※年会は給与として控除 源泉徴収票 (直近のもの) ・所得証明書 (直近のもの) 知書, 年会額改定通知書 (支払金額のわかるもの, 直近 ※給与明細は不可。
給与所得者以外の場合 ※年間所得金額で判定	317万円	年間所得金額が220万円以上 ※給与所得もあるときは, 給与所得金額を年間所得金額に含め 確定申告書の控 (税務署の受付印のあるもの, 直近のもの) ・所得証明書 (直近のもの) 等 ※電子申告の場合は, 確定申告書に「受信結果 (受信通知) : 「即時通知」を添付
預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定		預貯金・不動産 (評価額) 等の合計額が50万円未満 (保証人は) 【預貯金額の証明書類】 ・預貯金残高証明書 ・取引残高報告書 (評価額のわかるもの) ※証明書は返還誓約書に印字された日付 (返還誓約書提出後記入日) の3か月前以降に発行されたもの 【不動産の証明書類】 ・特定資産評価証明書 (評価額のわかるもの) ・登記事項証明書 (全部事項証明書) を併せて提出が必要 ※印字に「所有者と被相続人 (社会保険の場合)」が記載されてい

年間所得金額220万円以上の基準を満たすため選任できる

電子申告用 令和××年3月8日 令和○×年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 FA2203

納税地 ×××××××× 個人番号 ×××××××× 生年月日 3××.04.25
 現在の住所 又は 居所 ○○市△△町×-× フリガナ ショウカ クコロウ
 氏名 奨学 五郎
 電子申告 受付番号 20XX0308 XXXX 氏名 奨学 五郎 本人
 受付日時 20XX0308 XXXX

収入金額等	8275955	税金の計算	
給与	178500	配当控除	
公的年金等	282850	源泉徴収控除	
雑所得		申告納税額	
総合課税		第3期分の納める税金	00
所得金額等	3177614	修正申告	
事業所得		第3期分の税額の増減額	00
不動産		公的年金等以外の合計所得金額	
配当		配当者の合計所得金額	
給与		青色申告特別控除額	
公的年金等		所得・一時所得等の源泉徴収控除の合計額	
雑所得		未納付の源泉徴収控除	
⑦から⑩までの計		本年で差し引く繰越控除	
総合課税・一時所得 (⑪+⑫+⑬)×1.1	3177614	平均課税対象金額	
⑬から⑯までの計		変動適用所得金額	
社会保険料控除		申告額までに納付する金額	
小規模企業共済等割全控除		延納届出額	
生命保険料控除			
地震保険料控除			
雑損・りり控除			
ひとり親世帯等控除			
配偶者控除			
扶養控除			
基礎控除			
⑭から⑳までの計			
雑損控除			
医療費控除			
寄附金控除			
合計 (⑰+⑱+⑲+⑳)			

省略

第一表 (令和五年分以降用)

④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

I - 3 - ①. 返還保証書と課税証明書 (所得証明書) ※ (数値等は仮定のもので)

返還保証書 I の上段.
給与所得者の場合

取得できる最新のものである
必要があります。

給与所得者の「給与」は収入
ですので加算できます

返還保証書

給与収入 + 公的年金収入
17.8万 + 28.2万

給与所得者の場合
※年間収入金額で判定
46 万円

年金は給与収入
扱いとします

年間収入金額320万円以上の
基準を満たさないため選任できない

令和X〇年度 (令和X〇年分) 市民税・県民税課税証明書

現住所 □□県〇〇市△△町X丁目 XX番X

氏名 奨学 五郎

生年月日 昭和XX年4月25日 生

所得区分	所得金額(円)	所得区分	所得金額(円)	所得控除の内訳	控除額(円)	扶養控除	人数	本人該当
総所得金額	3,177,614	分離短期譲渡 (特別控除)	*****	雑損	0	配偶者		特別障害
(給与収入)	(178,500)	分離長期譲渡 (特別控除)	*****	医療費	96,600	老人配偶者		その他障害
給与所得	0	上場株式等の配当(分離)	*****	社会保険料	474,800	特定 (内同居)	1	寡婦
営業等	3,177,614	株式譲渡	*****	小規模共済	0	老人 (16歳未満)	2	ひとり親
農業	*****	先物取引	*****	生命保険料	0	その他	1	未成年
不動産	*****	山林	*****	地震保険料	0	障害 (内同居)		その他
利子	*****	総合退職	*****	寄附金	0	特別		
配当	*****	繰り越し損失額		障・意・心・動	520,000	税額控除の内訳		市分控除額(円)
(公的年金収入)	(282,850)	純繰越損失	*****	障	0	調整控除		県分控除額(円)
	0	雑繰越損失	*****	扶養基礎	1,540,000	住宅借入金	0	0
		株繰越損失	*****	基礎	430,000	寄附金	0	0
		先物繰越損失	*****	所得控除合計	3,061,400	調整額	0	0
		居住用繰越損失	*****	課税標準額		その他税額控除等	0	0
合計所得金額	3,177,614	市民税(円)	所得割額 XXXXX	所得割額	XXXXX	配当・譲渡割	0	0
総所得金額等	3,177,614	均等割額 XXXXX	所得割減免額 XXXXX	均等割額	XXXXX	年税額(円)		XXXXX
		均等割減免額 XXXXX	均等割減免額 XXXXX	均等割減免額	XXXXX			

表記のとおり相違ないことを証明します。

令和〇年7月●日

□□県〇〇市長 ◇◇ ◇◇

公印

I - 3 - ②. 返還保証書と課税証明書 (所得証明書) ※ (数値等は仮定のもので)

返還保証書 I の下段、
給与所得者以外の場合

取得できる最新のものである
必要があります。

所得合計(総所得)を記入
します

返還保証書

所得合計(総所得)
317万

給与所得者以外の場合
※年間所得金額で判定
317 万円

年間所得金額220万円以上の
基準を満たすため選任できる

令和X〇年度 (令和X〇年分) 市民税・県民税 課税証明書

現住所 □□県〇〇市△△町X丁目 XX番X

氏名 奨学 五郎

生年月日 昭和XX年4月25日 生

所得区分	所得金額(円)	所得区分	所得金額(円)	所得控除の内訳	控除額(円)	扶養控除	人数	本人該当
総所得金額	3,177,614	分離短期譲渡 (特別控除)	*****	雑損	0	配偶者		特別障害
(給与収入)	(178,500)	分離長期譲渡 (特別控除)	*****	医療費	96,600	老人配偶者		その他障害
給与所得	0	上場株式等の 配当(分離)	*****	社会保険料	474,800	特定 (内同居)	1	寡婦
営業等	3,177,614	株式譲渡	*****	小規模共済	0	老人	2	ひとり親 勤労学生
農業	*****	先物取引	*****	生命保険料	0	16歳未満 その他	1	未成年
不動産	*****	山林	*****	地震保険料	0	障害 (内同居)		その他
利子	*****	総合退職	*****	寄附金	0	特別		
配当	*****	繰り越し損失額		障・寡・ひ・勤 配偶者	520,000	配偶者特別		
(公的年金収入)	(282,850)	純繰越損失	*****	扶養	1,540,000	税額控除の内訳		市分控除額(円)
雑	0	雑繰越損失	*****	基礎	430,000	調整控除		XXXXX
譲渡・一時	*****	株式繰越損失	*****	所得控除合計	3,061,400	住宅借入金		0
		先物繰越損失	*****	課税標準額		寄附金		0
		居住用繰越損失	*****	総合	116,000	調整額		0
				分離短期	0	その他税額控除等		0
				分離長期	0	配当・譲渡割		0
				株式譲渡	0			
				先物取引等	0			

合計所得金額	3,177,614	市民税 (円)	所得割額	XXXXX	所得割減免額	XXXXX	均等割額	XXXXX	均等割減免額	XXXXX	年税額 (円)	XXXXX
総所得金額等	3,177,614	市民税 (円)	所得割額	XXXXX	所得割減免額	XXXXX	均等割額	XXXXX	均等割減免額	XXXXX	年税額 (円)	XXXXX

表記のとおり相違ないことを証明します。

令和〇年7月●日

□□県〇〇市長 ◇◇ ◇◇

公印

II-1. 貸与予定総額（返還残額） = 返還誓約書に印字されている「借用金額」 ※（数値等は仮定のものです）

返還保証書 II. 預貯金や不動産の資産

返還誓約書

【第一種人的保証】
(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿
私は、独立行政法人日本学生支援機構学資貸与金を下記のとおり借用いたします。
つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の諸規程によって
確認した事項を遵守し、「奨学生のおしり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約し
ます。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号につい
ては、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用
情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学資貸与金は、
第一種奨学金（無利息）であり、人的保証を選択しました。家計支持者として個人番号を提
出している連帯保証人は、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。
令和XX年4月1日

借用金額 ¥ 2 4 4 8 0 0 0

奨学生番号 6XX-XX-XXXXXX CD 7 001 [採用種別] 予約
在学学校 日本学生支援大学
住所 〒135-8630
東京都江東区青海 2-2-1
電話番号 03-XXXX-1111 携帯電話番号
氏名 (奨学 太郎) フリガナ
署名

貸与期間 平成
20XX年4月～20XX年3月
年 月 年 月
年 月 年 月
年 月 年 月

返済条件
返済(目安)
月賦返済 毎月27日 18
月賦返済選択時の総支払い額
月賦分 毎月27日 18
併用返済 半年賦分 毎年1・7月の27日 3
併用返済選択時の総支払い額

返済期日	返済回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返済 毎月27日	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円
月賦返済 月賦返済選択時の総支払い額	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円
併用返済 月賦分 毎月27日	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円
併用返済 半年賦分 毎年1・7月の27日	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円
併用返済 併用返済選択時の総支払い額	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円

※返済の方法は、本返還誓約書で選択された「月賦返済」又は「月賦・半年賦併用返済」とします。但し、右上印字の返済方式が「所得活動返済方式」の場合は「月賦・半年賦併用返済」は選択できません。割賦金額等は予定で定め、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。返済回数と割賦金額の計算方法は「奨学生のおしり」に記載しております。

※併付奨学金の支援対象者が第一種奨学金の貸与を受ける際の借用金額については、裏面【返還誓約書記載事項について】の33参照してください。

※人的保証とは連帯保証人及び保証人による保証を受ける制度。機関保証とは保証機関による保証を受ける制度をいいます。

※機構は、奨学金の貸与を受けている者が貸与を受けている期間中に「借用金額」として「貸与した奨学金の全部を貸与する義務を負わなければならない」とし、
※記入した内容が本人の奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。
この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関及び労働者派遣に必要に応じて提供
されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証借主に必要な情報が保証機関に提供されます。
また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重要受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

【提出用】

※第一種奨学金において、下には「定額返済方式（貸与額に応じた返済回数で算出された割賦金で返済する方式）」又は「所得活動返済方式（機構が所得に連動して算出した割賦金で返済する方式）」のうちから、あなたが選択した返済方式が印字されています。

※第二種奨学金においては、全て貸与額に応じた返済回数で算出された割賦金で返済する方式による返済となります。

〔定額返済方式（猶予年限特例）〕※裏面（項番22）参照

※本人が未成年者（18歳未満）の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の提供料を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名してください。
親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様にご署名してください。

連帯保証人 住所 〒162-8431
東京都新宿区市谷本村町 10-7
電話番号 03-XXXX-0000 携帯電話番号 090-XXXX-9999
氏名 (奨学 一郎) フリガナ ショウガク イチロウ 実印
署名
続柄 父 昭和XX年1月1日生
勤務先 電話番号 03-XXXX-2222
(株) 奨学機構
保証人 住所 〒153-8503
東京都目黒区駒場 4-5-29

貸与予定総額(返還残額)とは返還誓約書に印字されている「借用金額」で確認することができます。
この例では
◆貸与予定総額 **¥2,448,000**
◆貸与予定総額の2分の1以上は $¥2,448,000 \div 2 = \mathbf{¥1,224,000}$
が基準となります。

※併用貸与(返還誓約書が複数枚発行されている)の場合、それぞれの貸与予定総額以上であれば認められます。複数枚の返還誓約書の貸与予定総額の合計額以上である必要はありません。ただし、「返還保証書」及び「資産等に関する証明書類」はそれぞれに添付する必要があります。

※年間所借金額で判定

※1万円未満は0万円

※所得証明書(直近のもの)等
※電子申告の場合は、確定申告書に「受信結果(受信通知:「メール詳細」開関)又は「即時通知」を添付

預貯金・不動産(評価額)等の合計額が貸与予定総額(返還残額)
(保証人は貸与予定総額(返還残額)の2分の1)以上

【預貯金等の証明書】
・預貯金残高証明書 ・取引残高報告書(評価額わかるもの)
※証明書は返還誓約書に印字された日付(返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日)の3か月前以降に発行されたもの

【不動産の証明書】
・固定資産評価証明書(評価額わかるもの)
・登記事項証明書(全部事項証明書)を併せて提出が必要。ただし固定資産評価証明書に所有者と持分割合(共有名義の場合)が明記されている場合は提出不要。
※登記簿の発行日は「確定金額の証明書」を参照

II-2. 返還保証書と固定資産評価証明書（当該者名義の資産額が確認できる場合）

※（数値等は仮定のものです）

返還保証書II. 預貯金や不動産の資産

固定資産（土地・家屋）評価証明書

証明を必要とする理由		日本学生支援機構へ提出	
令和5年度			
所在地	〇〇市△△町X丁目XX番X	登記地積 m ²	200.00
登記地目	宅地	価格(円)	*****
現況地目	宅地	現況地積 m ²	.00
		価格(円)	¥30,000,000
		(区分)	課税標準額(円)
		固定資産税	¥5,000,000
		都市計画税	¥12,000,000
		課税標準の特例額:	¥5,000,000
		比準課税標準額:	¥4,950,000

土地	〇〇市△△町X	共有持分	
分子		600	
分母		1000	
所有者	〇〇市△△町X		
	奨学 五郎		

「共有持分」の記載がある場合は該当所有者の持分を計算によって求めることができます。

所在地	〇〇市△△町X丁目XX番X	登記床面積 m ²	240.00
家屋番号	□□□□□	価格(円)	*****
種類:		現況床面積 m ²	240.00
地上: 2階		価格(円)	¥4,000,000
構造: 木造			
屋根: スレート葺			
所有者	〇〇市△△町X		
	奨学 五郎		

所有者欄に(外●名)や(共有者■●)、共有持分等の記載がない場合は単独の所有になります。

土地 ¥30,000,000 × $\frac{600}{1000}$ = **¥18,000,000**

家屋 **¥4,000,000**

預貯金や不動産などの資産を有している場合 **2,200**万円

資産が共有名義の場合は...
持分割合等により該当者名義の資産額が確認できるものでなければなりません。
その場合、固定資産評価証明書と、**登記事項証明書(全部事項証明書)**と組み合わせると持分割合を計算し求めることができます。
⇒ II-3参照

4. 現在の資産等の状況 (⑤ 直近の資産等の状況が以下の1～3のいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付のうえ「金額」欄に記入)		返還保証書
区分	金額	証明書類 (すべてコピー可)
給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	万円	年間収入金額が320万円以上 ※年金は給与として扱います。 ・源泉徴収票 (直近のもの) ・所得証明書 (直近のもの) ・年金振込通知書、年金額改定通知書 (支払金額のわかるもの、直近のもの) 等 ※給与明細は不可。
預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	2,200万円	年間所得金額が220万円以上 ※給与所得もあるときは、給与所得金額も加算して判定。 ・確定申告書の控 (税務署の受) ・所得証明書 (直近のもの) 等 ※電子申告の場合は、確定申告書に「受信結果(受信通知)」「メール詳細」画面又は「即納通知」を添付。 預貯金・不動産 (評価額) 等の合計額が貸与予定総額 (返還残額) (保証人は貸与予定総額 (返還残額) の2分の1) 以上 【預貯金の証明書】 預貯金残高証明書 ・取引残高報告書 (評価額のわかるもの) 証明書は返還契約書に印字された日付 (返還契約書提出後の人物変更の場合は記入日) の3か月前以降に発行されたもの 【不動産の証明書】 固定資産評価証明書 (評価額のわかるもの) 登記事項証明書 (全部事項証明書) を併せて提出が必要。ただし固定資産評価証明書に所有者と持分割合 (共有名義の場合) が明記されている場合は提出不要。 証明書の発行日は、【預貯金額の証明書】を参照 登記事項証明書 (全部事項証明書) は法務局で取得 詳細は、裏面「資産(不動産・預貯金)の証明書に関する注意事項」を参照

- 10 -

II-3. 返還保証書と固定資産評価証明書（当該者名義の資産額が確認できない場合）

返還保証書Ⅱ. 預貯金や不動産の資産

固定資産（土地・家屋）評価証明書			
所在地	〇〇市△△町X丁目XX番X	登記地積 m ²	200.00
	登記地目：宅地 現況地目：宅地	現況地積 m ²	200.00
土地概要	〇〇市△△町X 奨学 五郎 外1名	価格(円)	¥30,000,000
		〇〇市△△町X 奨学 五郎 外1名	
所在地	〇〇市△△町X丁目XX番X	家屋番号	□□□□□
	〇〇市△△町X丁目XX番X	〇〇市△△町X丁目XX番X	〇〇市△△町X丁目XX番X
家屋概要	種類： 地上：2階 構造：木造 屋根：ストレート葺	〇〇市△△町X丁目XX番X	〇〇市△△町X丁目XX番X
	〇〇市△△町X 奨学 五郎	〇〇市△△町X丁目XX番X	〇〇市△△町X丁目XX番X

該当者以外に外1名の所有者がいるため、かつ持分記載がないため、当該者持分の資産額が確認できません。

資産が共有名義の場合は...
持分割合等により当該者名義の資産額が確認できるものでなければなりません。
その場合、固定資産評価証明書と、**登記事項証明書(全部事項証明書)**と組み合わせると持分割合を計算し求めることができます。

※（数値等は仮定のものです）

登記事項証明書			
〇〇市△△町X丁目XX番X		全部事項証明書 (土地)	
表題部 (土地の表示)	調製 平成〇〇年〇〇月〇〇日	不動産番号	XXXXXXXXXXXXXX
地図番号 (余白)	筆界特定 (余白)		
所在	〇〇市△△町X丁目		(余白)
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
XX番X	宅地	200.00	■番▼から分筆 〔昭和〇〇年〇〇月〇〇日〕
(余白)	(余白)	(余白)	昭和63年法務省令第37条附則第2条第2項の規定により移記 平成〇〇年〇〇月〇〇日
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的物	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	共有者全員持分全部移転	平成▲▲年〇月〇日 第XXXX号	原因 平成▲▲年〇月〇日 共有者 〇〇市△△町X丁目XX番X 持分5分の3 奨学 五郎 〇〇市△△町X丁目XX番X 持分5分の2 奨学 XX 昭和63年法務省令第37条附則第2条第2項の規定により移記 平成〇〇年〇〇月〇〇日
原因 平成▲▲年〇月〇日 共有者 〇〇市△△町X丁目XX番X 持分5分の3 奨学 五郎 〇〇市△△町X丁目XX番X 持分5分の2 奨学 XX			QRコード
これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。			
令和〇〇年7月●日 〇〇法務局□□支局	登記官	◆◆◆◆	公印
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。		整理番号 XXXXXX (1/1)	1/1

Ⅲ（参考）． 返還保証書と確定申告書と預貯金残高証明書 ※（数値等は仮定のものです）

Ⅲ． I と II を組み合わせる場合

I の金額

確定申告書（抜粋）

収入金額	4296050
収入合計	¥999,195
公的年金等	999195
年間収入	320万円以上

給与所得者の場合

Ⅱ の金額

残高証明書

令和5年〇月〇日

預金合計 **¥1,000,000**

取引種類	通貨	口座番号	金額	摘要
普通預金		1234567	¥400,000	
定期預金		9876543	¥600,000	
以下余白				

I の金額 + (Ⅱ の金額 ÷ 16)

$¥999,195 + (¥1,000,000 \div 16)$

= ¥1,061,695

返還保証書Ⅲの基準額(320万円以上)を満たさないため選任できない

所得金額等

確定申告書（抜粋）

事業所得	2147413
所得合計	¥2,147,413
年間所得	220万円以上

給与所得以外+給与所得の方も含む

Ⅱ の金額

残高証明書

令和5年〇月〇日

預金合計 **¥1,000,000**

取引種類	通貨	口座番号	金額	摘要
普通預金		1234567	¥400,000	
定期預金		9876543	¥600,000	
以下余白				

I の金額 + (Ⅱ の金額 ÷ 16)

$¥2,147,413 + (¥1,000,000 \div 16)$

= ¥2,209,913

返還保証書Ⅲの基準額(220万円以上)を満たすため選任できる

Ⅲ I と II を組み合わせる場合	220 万円	I の金額 + (Ⅱ の金額 ÷ 16) ≥ (給与所得者の場合) 320万円以上 (給与所得者以外の場合) 220万円以上 ・金額を積算するすべての証明書類
--------------------	---------------	--